

熊本県水とみどりの森づくり税条例の改正について

(令和元年 11 月議会)

今回改正した熊本県水とみどりの森づくり税条例の改正内容は以下とおりです。

水とみどりの森づくり税の継続について

(1) 概要

水とみどりの森づくり税を令和2年度以降も継続するに当たり、令和6年度を目途に熊本県水とみどりの森づくり税条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする必要があるため改正を行うものである。(附則第8項)

(2) 施行日

公布の日